

●香川県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年1月13日から同年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 粉所西造田線（265号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町粉所西字立石甲545 番3地先から 綾歌郡綾川町西分字宮前2526番地 先まで	前	9.6~75.0	1,500	道路改修事業に よる新道建設
	後	9.6~77.0	1,500	

- 4 供用開始の期日 平成21年1月13日